

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社hirogaru
所在地	徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊245-1 エトワールナカセ303号室
代表者名	代表取締役 永井智也
電話番号	電話 088-661-4068

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション 暮ras
指定番号	徳島県指定 第3661590202号
所在地	徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊245-1 エトワールナカセ303号室
電話番号	電話 088-661-4068

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション暮ras(以下、本事業所という)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行なえるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制(令和7年9月1日現在)

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師	0名	3名
准看護師	1名	1名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2名	1名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～日曜日 午前8時00分から午後20時00分(随時変更あり)
----------	--------------------------------------

サービス内容

- ①健康状態観察
- ②日常生活の看護(清潔、排泄、食事等)
- ③在宅リハビリテーション(寝たきりの予防、手足の運動)
- ④療養生活や介護方法の相談
- ⑤カテーテル類の管理、褥瘡等、医師の指示に基づいての看護
- ⑥生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑦終末期の看護

6. 営業地域

通常の地域	徳島市・板野郡・鳴門市・石井町(その他の地域は相談に応じます)
-------	---------------------------------

(注)通常の地域以外への訪問看護では交通費は実費でいただきます。

通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km未満 300円

通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km以上 500円

7. 利用料

○利用者は訪問看護ステーション暮らし料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

利用料は1か月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行致します。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までにご連絡の場合	1,000円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1提供当たりの料金の 100%を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族 氏名 続柄

連絡先(昼)

連絡先(夜)

主治医 医療機関名 医師名

電話番号

居宅介護支援事業所 担当者

電話番号

9. 事故発生時の対応

(1)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 災害等発生時の対応

- (1)災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2)指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2)居宅サービス計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション暮ras 担当者 永井 智也	所在地 徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊245-1 エトワールナカセ303号室 電話 090-4788-3040 受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで
徳島県庁 長寿いきがい課	所在地 徳島県徳島市万代町1-1 電話 088-621-2214 受付時間 午前8時30分から午後6時15分まで(土日・祝除く)
徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 徳島県徳島市川内町平石若松78-1 電話 088-665-7205 受付時間 午前9時から午後5時まで(土日・祝除く)
徳島市高齢介護課	所在地 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 電話 088-621-5176 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土日・祝除く)
藍住町健康促進課	所在地 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 電話 088-637-3115 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)
北島町健康保険課	所在地 徳島県板野郡北島町中村上地23-1 電話 088-698-9805 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)
鳴門市健康福祉部長寿介護課	所在地 徳島県鳴門市撫養町南浜東浜170 電話 088-684-1071 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)
松茂町長寿社会課	所在地 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 電話 088-699-2111 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)
板野町福祉保健課	所在地 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2 電話 088-672-5986 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)
上板町福祉保健課	所在地 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 電話 088-694-3111 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)
石井町長寿社会課	所在地 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 電話 088-674-6111 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝除く)

令和 年 月 日
指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

指定訪問看護サービス事業者
所在地 〒771-1201 徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊245-1
エトワールナカセ303号室
株式会社hirogaru 訪問看護ステーション暮ras ㊞

(説明者)氏名 管理者 永井 智也

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名 ㊞

(家族・代理人)住所

氏名

【介護保険】 訪問看護ステーション暮ras 訪問看護利用料金表 ()内は介護予防訪問

I 地域区分単価:1単位=10円

負担額の計算方法・報酬単位×地域区分単価(10)=A(小数点切り捨て)

A×0.9(1割負担の場合)=B (負担割合が2割の場合は0.8、3割の方は0.7をかけて下さい)

A-B=利用者負担額

サービス内容	単位数	□1割	□2割	□3割
※20分未満(訪問看護Ⅰ) (注)20分未満の利用は、24時間体制があること、週に1回は20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能	314(303)	314円/回(303)	628円/回 (606)	942円/回 (909)
※30分未満(訪問看護Ⅱ)	471(451)	471円/回(451)	942円/回(902)	1413円/回(1353)
※30分以上60分未満(訪問看護Ⅲ)	823(794)	823円/回(794)	1646円/回(1588)	2469円/回(2382)
※60分以上90分まで(訪問看護Ⅳ)	1128(1090)	1128円/回(1090)	2256円/回(2180)	3384円/回(3270)
※理学療法士等による訪問(1回20分以上) 6回/週まで	294(284)	294円/回(284)	588円/回(568)	882円/回(852)
(1回40分以上:20分×2回)3回/週まで	588(568)	588円/回(568)	1176円/回(1136)	1764円/回(1704)
(1回60分以上:20分×3回)2回/週まで 1日3回以上の場合は3回ともに90/100の単位数(介護予防訪問では50/100)	792(426)	792円/回(426)	1584円/回(852)	2376円/回(1278)
早朝・夜間加算(夜間18時～22時 早朝6時～8時)		基本単位の25%増		
深夜加算(深夜22時～6時)		基本単位の50%増		
☆1 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (注2)	574	574円/月	1148円/回	1722円/回
特別管理加算 下記の医療的ケアを受けている方となります (Ⅰ)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態 (Ⅱ)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡がある状態、週3回以上の点滴注射を行っている状態	(Ⅰ) 500 (Ⅱ) 250	500円/月 250円/月	1000円/月 500円/月	1500円/月 750円/月
☆2 ターミナルケア加算(注3) (死亡日及び死亡前14日以内に2日以上 のターミナルケアを行った場合)	2500	2500円/回	5000円/回	7500円/回
長時間訪問看護加算(1時間30分超) 特別管理加算対象者	300	300円/回	600円/回	900円/回
☆3 初回加算(Ⅰ) 退院した日に訪問看護を行った場合 初回加算(Ⅱ) 退院した日以降に訪問看護を行った場合	350 300	350円/回 300円/回	700円/回 600円/回	1050円/回 900円/回

准看護師による訪問は訪問看護費の単位の90/100で算定します。

【加算について】

☆1 緊急時訪問看護加算:24時間看護師への電話連絡が可能で、必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせします。計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。

☆2 ターミナルケア加算:ターミナルケアとは、ご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、少しでも楽に安心してお過ごしいただけるように、訪問看護の体制・他職種連携を強化しお手伝いいたします。死亡日を含む15日以内に2回の訪問看護を実施していること。終末期ケアの支援体制について主治医との連携のもと、連絡先、緊急時の注意事項等について、ご利用者・ご家族等に対して説明を行い、同意を得ます。ご不明な点はお相談ください。

☆3 初回加算:新規に訪問看護計画書を作成したときに算定します。

退院時共同指導加算:病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等の共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に算定します。

II その他の費用

①訪問にかかる交通費:徳島市・板野郡・鳴門市・石井町は不要

通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km未満 300円

通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km以上 500円

②死後の処置料:15000円(材料費は別になります)

※自費でのご利用の場合は1時間8000円(1時間以降30分毎4000円)となります。

III 1カ月のご利用料の目安

サービス内容	回数/月	金額
訪問看護()分未満	回	
理学療法士等(分/回)	回	
緊急時訪問看護加算	574円/月	
特別管理加算 I II	500円/月 250円/月	
初回加算	300円/月	
退院時共同指導加算 1回 2回	600円/1回/月	
合計		

月により、訪問回数が変わりますので、料金も変動します。

【医療保険】 訪問看護ステーション暮ras 訪問看護利用料金表

I 各保険により、療養費用の1割～3割となります。

ア)後期高齢者医療費保険者証を持っている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費 保険者証に記載
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

イ)その他医療保険の方

医療保険の定める報酬に基づいて負担額請求を行います。(保険者証に記載)

Ⅱ 訪問看護基本療養費（ ）内は准看護師による訪問			
訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
看護師・保健師	週3回まで	5550円(5050円)	週4日目以降 6550円(6050円)
理学療法士等	5550円		
訪問看護基本療養費（Ⅱ）同一建物居住者で同一日複数者			
看護師・保健師	（1）同一日2人	①週3回目まで5550円(5050円)	②週4日目以降 6550円(6050円)
	（2）同3人以上	①週3回目まで2780円(2530円)	②週4日目以降 3280円(3030円)
理学療法士等	（1）同一日2人	5550円	
	（2）同3人以上	2780円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）入院患者の外泊中の訪問看護（管理療養費なし）：8500円			
厚生労働大臣が定める疾病等 特掲診療料：別表第7	特別管理加算の対象者 特掲診療料：別表第8	外泊にあたり訪問看護が 必要と認められる者	

※厚生労働大臣が定める疾病等(特掲診療料:別表第7)

- ・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾病(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))
- 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群
- ・脊髄損傷・人工呼吸器を使用している状態

III 訪問看護管理療養費2

1. 月の初日……7670円
2. 月の2日目以降……2500円

注:特別指示書による訪問看護(週4日以上計画訪問が必要):医療保険で回数制限のある方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として(但し、ア 気管カニューレを使用している状態 イ 真皮を越える褥瘡の状態 の方については月2回まで)毎日の訪問看護が可能となります。

IV 加算等について

	サービス内容	加算金額
	緊急訪問看護加算 利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合（主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる）	2650円/回
	難病等複数回訪問看護加算 1日2回目 1日3回以上	4500円 8000円
	長時間訪問看護加算（1時間30分を越える） 特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週	5200円/回
	夜間・早朝訪問看護加算：夜間18時～22時 早朝6時～8時	2100円
	深夜訪問看護加算：22時～6時	4200円
	24時間連絡対応体制加算 休日や営業時間外でも、病状変化時に電話で看護に関する意見を求めることができ、必要時には訪問対応いたします。	6520円/月
	退院時共同指導加算（1回 がん末期等は2回まで） 病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって訪問看護師が病院に出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合 特別管理指導加算（特別管理加算の対象者は加算）	8000円 2000円
	退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保健医療機関から退院される日に看護師が療養上の指導を行った場合	6000円
	特別管理加算：下記の医療的ケアを受けている方となります。 （Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態 （Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡がある状態、点滴注射を週に3日以上行う必要があると認められた状態	I 5000円/月 II 2500円/月
	訪問看護ターミナルケア療養費（介護保険との通算可能） （死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合） ターミナルケアとは、ご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、少しでも楽に安心して過ごしていただけるように、訪問看護の体制や他職種連携を強化しお手伝いいたします。	25000円

V その他の費用

- ①訪問にかかる交通費：徳島市は不要
 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km未満 300円
 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね5km以上 500円
 ②死後の処置料：15000円（材料費は別になります）

※自費は1時間8000円（1時間以降30分毎4000円）となります。

Ⅲ 1カ月のご利用料の目安

月により、訪問回数が変わりますので、料金も変動します。
 ご提示の金額は目安になりますことをご了承ください。

約 _____ 円

訪問看護ステーション暮ras 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション暮rasは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破損など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため同意を得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当該訪問看護ステーションの情報提供の手続きにしたがって開示します。
- ⑦ ご質問やご相談は、訪問看護ステーションの管理者がお受けします。

株式会社hirogaru
訪問看護ステーション暮ras

管理者 永井 智也

個人情報の保護に関する同意書

私(利用者及び家族)の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、サービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からのサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 個人情報の保護

収集した個人情報についての書類の保存は、サービス終了後5年事業所で保管することになっていますのでご了承ください。

私は、介護保険・医療保険の訪問看護利用料、また個人情報についての説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

利用者 _____ (印) 代筆者 _____ 続柄()

